

中国 HSBC プレミア普通預金口座 契約締結前交付書面

(本書面は、日本の法令等の規定に基づき香港上海銀行在日支店が媒介を行う商品の内容をご説明するものです。)

この書面をよくお読み下さい

- ・香港上海銀行在日支店（以下「媒介銀行」といいます）が媒介対象とする、HSBC Bank (China) Company Limited（以下「所属外国銀行」といいます）の中国 HSBC プレミア普通預金口座の預金は、日本円および人民元（以下「CNY」といいます）を含む外国通貨建ての期間の定めのない預金です。
- ・外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取りの外貨を日本円に換算すると、当初外貨預金作成時の払込み円貨（相当）額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- ・中国政府の為替管理政策により、CNY の購入・売却は規制されています。2010年5月現在、特に非居住者個人が CNY 資金を外貨に交換することや、CNY 資金を移動すること等について、大変厳しい規制があります。ご両替の際は、お取引の前に十分に規制内容をご確認ください。

- ・通貨交換時に適用される為替レートの買値と売値の間には「開き」があります。この開きはおお客様のご負担になりますのでご了承ください。なお、この開きがあるために、例えば円を CNY に交換して預けた場合には、為替相場の変動がない場合でも、お引出し時点の CNY を日本円に換算すると、当初外貨預金作成時の払込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- ・外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取りの外貨を日本円に換算すると、当初外貨預金作成時の払込み円貨（相当）額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- ・手数料詳細に関しましては後記、「手数料に関する事項」をお読みください。

➤ 所属外国銀行の名称・住所・お問い合わせ先

HSBC Bank (China) Company Limited

8 Century Avenue, Pudong, Shanghai 200120, People's Republic of China

HSBC Bank (China)プレミア コールセンター、中国国内 (800)-820-8828 (英語、通話料無料) または中国国外 +(86)-21-3888-8828 (英語、国際電話通話料がかかります) までお問い合わせください。

➤ 媒介銀行の商号・住所・お問い合わせ先

香港上海銀行 〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目11番1号 HSBC ビルディング

(日本における登記上の商号：ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド) 支店店頭または、HSBC プレミアコールセンター（日本語 0120-777-369）までお問い合わせください。

商品の概要（商品説明）

商品名	中国 HSBC プレミア普通預金口座（中華人民共和国において開設される口座です。）	
商品概要	日本の普通預金と当座預金を併せたような機能を持つ口座で、複数の通貨を取り扱う預金口座です。随時、預け入れ・払い出しが可能です。 ※ 中国政府の為替管理政策による制限があります。	
所属外国銀行の名称 および住所	HSBC Bank (China) Company Limited 8 Century Avenue, Pudong, Shanghai, 200120, People's Republic of China	
預金保険	中国 HSBC 普通預金口座でお預かりする預金はすべて、日本の預金保険の対象外です。また、中国における預金保険についても、対象外です。	
期間	期間の定めはありません。	
お申込み可能なお客様	個人のお客様（媒介銀行および所属外国銀行が、適合性があると判断するお客様に限ります）。	
預入れ	(1) 預入方法	随時お預け入れいただけます。
	(2) 最低預入額	1 補助通貨単位（日本円は1円単位）
	(3) 預入単位	1 補助通貨単位（日本円は1円単位）
	(4) 預入通貨	人民元(CNY)、オーストラリアドル(AUD)、カナダドル(CAD)、ユーロ(EUR)、イギリスポンド(GBP)、香港ドル(HKD)、日本円(JPY)、シンガポールドル(SGD)、アメリカドル(USD)
	<p>※ <u>人民元の預入れおよび払戻しには、さまざまな制限があります。人民元の預金をされる際は、事前に規制内容を十分にご確認のうえ、お取引ください。</u></p> <p>※ <u>中国では、下記「中国の為替管理の概要」に記載するような、法規制による制限もかかります。</u></p>	
払戻しの方法	<p>随時払戻し。</p> <p>○ 預金の払戻しに関しては、例えば次のような制限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民元の中国国外への送金はできません。 ✓ 中国国内の銀聯ネットワーク加盟の ATM での中国 HSBC プレミア普通預金口座からの出金限度額は、1日当り CNY 20,000 です。 ✓ 中国国外の銀聯ネットワーク加盟の ATM での中国 HSBC プレミア普通預金口座からの出金限度額は、期間に応じ、次の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> 1日 CNY 10,000（相当額） 月間 USD 5,000（相当額） 半年 USD 10,000（相当額） 年間 USD 20,000（相当額） ✓ 多額の現金（外貨含む）のお引き出しの場合、あらかじめ所属外国銀行のお取引支店にご連絡ください。 <p>※ <u>お取引に関する制限は上記がすべてとは限りません。事前に内容を十分にご確認のうえ、お取引ください。</u></p> <p>※ <u>中国では、下記「中国の為替管理の概要」に記載するような、法規制による制限もかかります。</u></p> <p>※ キャッシュカードは本書冒頭に記載した中国現地支店の店頭または郵送にてお受け取りいただけますが、暗証番号は当該現地支店の店頭でしかお受け取りいただけません。HSBC以外の提携先ATMをご利用いただく場合は別途手数料が発生します。出金金額の制限もございます。詳しくはご利用になる前に、現地にてご確認ください。</p>	

中国の為替管理の概要	中国では、次に記載する概要で、厳しい為替管理が実施されています。	
利息	(1) 適用利率	変動金利。市場環境等により見直されます。毎日の店頭表示利率を適用します。適用金利は、下記のウェブサイトでもご確認いただけます。 http://www.hsbc.com.cn/1/2/misc/deposit-rates
	(2) 利払方法	人民元建て、外貨建てを含め、中国 HSBC プレミア普通預金口座の預金については、4 半期に一度、3 月・6 月・9 月・12 月の 20 日にお支払いします。利息決済日とされる日が土日祝休日に該当する場合、翌営業日にお支払いします。
	(3) 計算方法	利息は、毎日の最終残高に基づき計算され、付利単位を 1 補助通貨単位（日本円は 1 円単位）、1 年を 365 日として日割計算します。
利子所得に対する課税	利子所得は日本での総合課税の対象となり確定申告の必要があります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で、給与所得、退職所得以外の所得が、年間 20 万円以下の場合には申告不要です。詳しくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。	
為替差益への課税	為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得、退職所得以外の所得が、年間 20 万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。詳しくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。	
付加できる特約事項	ありません。	

手数料に関する事項

➤ 口座維持手数料

各月の月末時点で、その直前 1 ヶ月間における平均総預かり残高（“Total Relationship Balance”、以下「TRB」といいます）が人民元・外貨を含め CNY500,000 相当額未満となった場合、原則として月額 CNY300 の口座維持手数料がかかり、口座から引き落とされます。

- * 上記にかかわらず、中国以外の国・地域で HSBC プレミア・アカウントをお持ちであり、かつ、当該国・地域における所定の基準を満たしているお客様は、中国での口座維持手数料

料はかかりません。

- * TRB 対象口座・商品に関しては、「*Tariff of Accounts and Services for Personal Customers*」の中の手数料に関する記載をご参照ください。

➤ 口座解約手数料

口座開設日より 3 ヶ月以内に口座を解約する場合、CNY410 の口座解約手数料がかかります。

- ※ 最新のサービス手数料詳細に関しては、「*Tariff of Accounts and Services for Personal Customers*」および「*Terms and Conditions*」の中の手数料に関する記載をご参照ください。また、当書面に記載する内容と、「*Tariff of Accounts and Services for Personal Customers*」および「*Terms and Conditions*」その他の所属外国銀行が発行する書面等とに違いがある場合、所属外国銀行の発行する当該書面等を優先します。

(2010年05月27日現在)